

介 護 保 険 適 用 の 方

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

1 介護給付

○身体介護が中心の場合

所要時間 20 分未満	165 単位
所要時間 20 分以上 30 分未満	248 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満	394 単位
所要時間 1 時間以上の場合	575 単位
以降 30 分増すごと ※加算	上記金額に +83 単位

○生活援助（炊事、洗濯など）が中心の場合

所要時間 20 分以上 45 分未満	181 単位
所要時間 45 分以上 (70 分程度)	223 単位

○身体介護に続き生活援助を行う場合

所要時間 20 分以上	身体介護の単価 + 66 単位
所要時間 45 分以上	身体介護の単価 + 132 単位
所要時間 70 分以上	身体介護の単価 + 198 単位

2 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援 1 の方で週 1 回程度の場合	1,168 単位/月
要支援 1 の方で週 2 回程度の場合	2,335 単位/月
要支援 2 の方で週 1 回程度の場合	1,168 単位/月
要支援 2 の方で週 2 回程度の場合	2,335 単位/月
要支援 2 の方で週 2 回以上の場合	3,704 単位/月

※介護予防・日常生活支援総合事業の方のサービス所要時間は 45 分から 60 分程度を基本としています。

※このほか、上記の 1,2 について、状況により初回加算、生活機能向上連携加算が加算されます。

また、合計額に介護職員処遇改善加算 I（13.7%相当）が算定されます。

※1 について、身体的理由により 2 人の訪問介護員が必要な場合は、上記単価の 2 倍になります。

状況により緊急時訪問介護加算、特定事業所加算が加算されます。

※上記は負担割合証に 1 割と記載のある方です。2 割と記載のある方については、上記の 2 倍になります。

その他、保険適用されないサービスの場合 (単位:円)

平成 30 年 4 月更新

○利用料

○身体介護が中心の場合

所要時間 30 分未満	2,540
所要時間 30 分以上 1 時間未満	4,020
所要時間 1 時間以上の場合	5,840
以降 30 分増すごと ※加算	830

○生活援助（炊事、洗濯など）が中心の場合

所要時間 30 分未満	1,145
所要時間 30 分以上 1 時間未満	2,290
所要時間 1 時間以上の 90 分まで	2,910

※保険適用されないサービスとは次のような項目です。

- ・直接本人の援助に該当しないもの 家族の洗濯、調理、買い物、本人の使用する居室やトイレ、台所等以外の清掃、来客の応対・留守番、自家用車の洗車・清掃
- ・日常生活の援助に該当しないもの 草むしり、花木の水やり、動物の散歩、ペットの世話
- ・日常の家事の範囲を超えるもの 家具、電気製品等の移動、修繕、模様替え、大掃除、窓拭き、床ワックスがけ、屋内外家屋修理、ペンキ塗り、植木の剪定、園芸、通常調理以外の季節料理
- ・通院介助時の待ち時間

障害者総合支援法適用の方

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

1 居宅介護サービス

○居宅における身体介護中心の場合

30 分未満	248 単位
30 分以上 1 時間未満	392 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	570 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	651 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	732 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	813 単位
3 時間以上	894 単位に 30 分を増すごとに +81 単位

○家事援助中心の場合

30 分未満	102 単位
30 分以上 45 分未満	148 単位
45 分以上 1 時間未満	191 単位
1 時間以上 1 時間 15 分未満	231 単位
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	267 単位
1 時間 30 分以上	301 単位に 15 分を増すごとに +34 単位

※合計額に介護職員処遇改善加算 I (30.3%相当) が算定されます。

障害者総合支援法適用の方

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

2 重度訪問介護サービス

○重度訪問介護の場合

1 時間未満	184 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	274 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	365 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	456 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	548 単位
3 時間以上 3 時間 30 分未満	638 単位
3 時間 30 分以上 4 時間未満	730 単位
4 時間以上 8 時間未満	815 単位に 30 分を増すごとに +85 単位
8 時間以上 12 時間未満	1,495 単位に 30 分を増すごとに +85 単位
12 時間以上 16 時間未満	2,170 単位に 30 分を増すごとに +80 単位
16 時間以上 20 時間未満	2,816 単位に 30 分を増すごとに +86 単位
20 時間以上 24 時間未満	3,498 単位に 30 分を増すごとに +80 単位

※重度障害者等の方の場合 1.15 倍、障害程度区分 6 に該当する方の場合 1.085 倍となります。

※合計額に介護職員処遇改善加算 I (19.2%相当) が算定されます。

1、2 共通

※上記のほか、状況により初回加算、緊急時対応加算、特定事業所加算、利用者負担上限管理加算が算定される場合があります。

※身体的理由等により、2 人の居宅介護従業者・重度訪問介護従業者が必要な場合は、上記単価の 2 倍となります。

※早朝 (6 時から 8 時) または夜間 (午後 6 時から午後 10 時) は、上記単価の 1.25 倍、深夜 (午後 10 時から 6 時) は 1.5 倍となります。

※市町民税の負担の程度により、負担は変更となります。